

宮の森カントリー倶楽部 乗用カート利用規則

第1条（本約款の目的）

この規則は、宮の森カントリー倶楽部（以下「当倶楽部」という。）の電磁誘導乗用カート（以下、「カート」という。）の利用基準を定め、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図りかつ施設利用の充実を期することを目的とする。

第2条（規則の厳守）

カート操作者（以下、「操作者」という。）及び当該カート同乗者（以下、「同乗者」という。）を総称して「利用者」と称します。利用者は、カート利用に関しこの規則を遵守する義務と責任を負います。

第3条（操作者の資格）

- 操作者は、当該カートを利用する方に限ります。
- 酩酊、その他の事由により、正常な操作が困難な方は除かれます。

第4条（操作者の責任者）

カートの移動、停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は操作者（操作者が複数の場合は、操作担当者）の責任においてこれを行って下さい。

第5条（走行場所）

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは所定のカート用道路以外の場所で走行させないで下さい。

第6条（同乗者等の注意事項）

カート利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- カートの走行装置（電源・駆動・ハンドル停止・駐車装置等）には、手を触れないで下さい。
- カートが発進する際及び走行中は、必ずカートの握手（アームレス・アシストグリップ等）につかまって下さい。
- カートの走行中はカートから身体、衣服用具がはみ出さないよう留意して下さい。
- カートの乗車は、カートの定員を守って下さい。

第7条（走行中の注意事項）

操作者はカート運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

1. 走行開始の際の注意事項

- 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- 発進は必ず他の利用者が着座し、カートの握手につかまったことを確認した上で行って下さい。
- 発進の際は、必ず前方の安全を確認してから発進して下さい。

2. 走行の際の注意事項

- カート用道路の走行は、自動運転（走行方向・走行速度・一旦停止等）となりますので、これに従って下さい。

ロ. 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所等を通行する場合には、予め減速し走行しますが、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛けるなどして注意を促して下さい。

ハ. 走行中の乗降は、危険ですのでおやめ下さい。

3. 停車等の際の注意事項

カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停止、または、駐車させないで下さい。

第8条（カートに対する注意事項）

カートは走行中に障害物を確認した際は、減速して警報音（ピー・ピーと連続音）を発しますが、停車致しませんので次の事項を遵守して下さい。

1. プレー中は、カート道路上には立ち止まらないこと。
2. カート道路横断の際は、カートに十分注意すること。

第9条（リモコンスイッチの返還）

プレー後のリモコンスイッチは、必ずマスター室に返還して下さい。

第10条（事故の場合の責任者）

操作者はカートの運行に関し故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは当俱楽部の施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷が生じた場合には、被害者あるいは当俱楽部に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

以上

平成19年4月1日 制定
平成22年6月1日 改定